

平成29年1月から海外に居住され国民年金に任意加入されている方も 国民年金基金に加入できるようになりました！

国民年金基金とは

国民年金(老齢基礎年金)に上乗せして厚生年金に加入しているサラリーマン等の給与所得者と、国民年金だけしか加入していない自営業者等の国民年金の第1号被保険者とは、将来受け取る年金額に大きな差が生じます。国民年金基金はこの差を解消し、自営業者やフリーランス等の国民年金の第1号被保険者の方々が安心して老後を過ごしていただけるように、国民年金にゆとりをプラスする公的な年金制度です。



加入できる方は

国民年金基金は、これまで日本国内に住所を有し、国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方および60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入されている方が加入できる制度でしたが、平成29年1月から、海外に居住されており国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できるようになりました。

【ご注意いただきたいこと】

- 原則として国内協力者(配偶者、子、父母、兄弟姉妹など)を指定いただき、本人に代わって諸手続をおこなっていただきます。 ※国内協力者がいない場合は、基金にお問合せください。
- 掛金は、ご指定の金融機関(基金が指定する金融機関の国内に開設している預貯金口座)から口座振替にて納付いただくこととなります。
なお、国民年金保険料と基金の掛金を合算して納付いただくことはできません。
- 加入の手続や保険料納付方法などの詳細につきましては、最後に住所を有していた都道府県の国民年金基金又は加入していた職能型の国民年金基金にお問合せ下さい。
- 基金ご加入後にご自分の都合で任意に脱退及び中途解約することはできません。
- ご加入の際には、「重要なお知らせ」をよくお読みください。

国民年金基金のメリット

◎終身年金が基本

65歳から生涯受け取れる終身年金が基本です。長い老後の生活に備えることができます。

◎年金額が確定、掛金も一定

ご契約時に確定した掛金と年金額は変わりません。(途中で口数を変更せず、60歳まで支払われた場合)

◎万が一のときは家族に一時金

万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。(B型を除く)

◎自由なプラン設計

ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。